

## 支援費制度の概要について

### 1 支援費制度の全体像

#### ① 支援費制度の目指すもの

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われた。

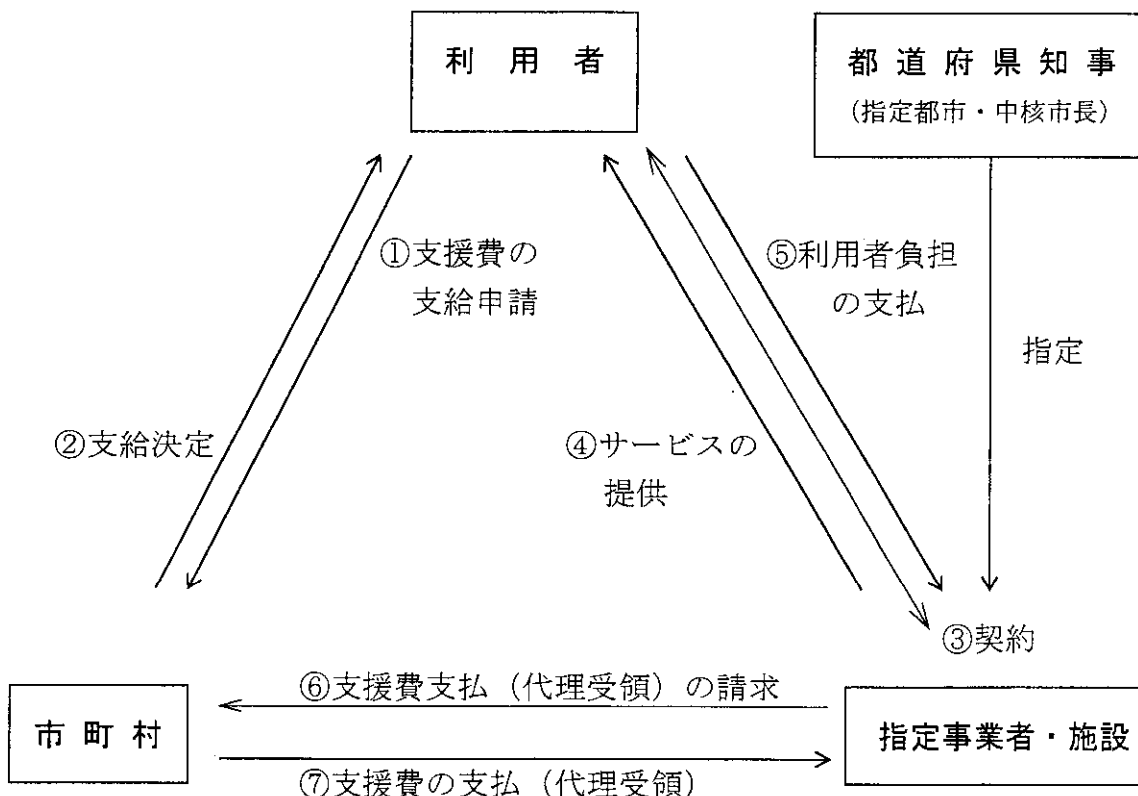
この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に平成15年度より移行することとなった。

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。

これにより、事業者は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

## ② 基本的な仕組み

- ア 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスの選択のための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- イ 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った者に対して支援費の支給決定を行う。
- ウ 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、障害者福祉サービスを利用する。
- エ 障害者福祉サービスを利用したときは、
- ・ 本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、障害者福祉サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
  - ・ 市町村は、障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる。）。

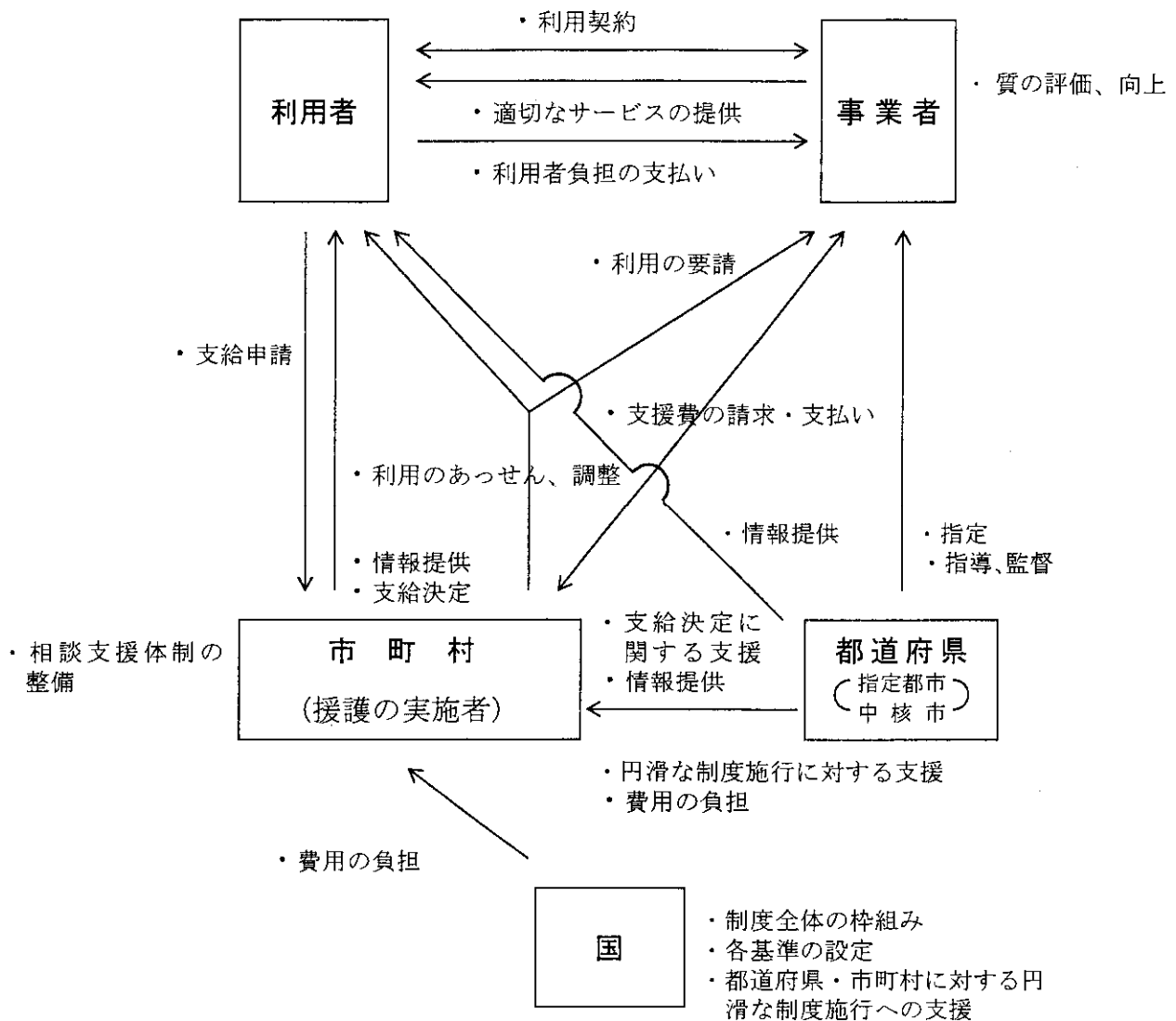


※ やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置により、障害者福祉サービスの提供や施設への入所を決定する。

③ 対象となる障害者福祉サービス

		身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法（障害児関係のみ）
支援費制度の対象サービス	施設訓練等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者更生施設</li> <li>・身体障害者療護施設</li> <li>・身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者更生施設</li> <li>・知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く)</li> <li>・知的障害者通勤寮</li> <li>・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設</li> </ul>	
	居宅生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)</li> <li>・身体障害者デイサービス事業</li> <li>・身体障害者短期入所事業 (ショートステイ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)</li> <li>・知的障害者デイサービス事業</li> <li>・知的障害者短期入所事業 (ショートステイ)</li> <li>・知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)</li> <li>・児童デイサービス事業</li> <li>・児童短期入所事業 (ショートステイ)</li> </ul>

#### ④ 事業者、市町村、都道府県、国の各役割



##### 事業者の役割

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努める（社会福祉法第5条、第75条第1項、第76条、第77条、第78条第1項及び第82条等）。

##### 市町村の役割

市町村は、地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行う（社会福祉法第6条及び第75条第2項等）。

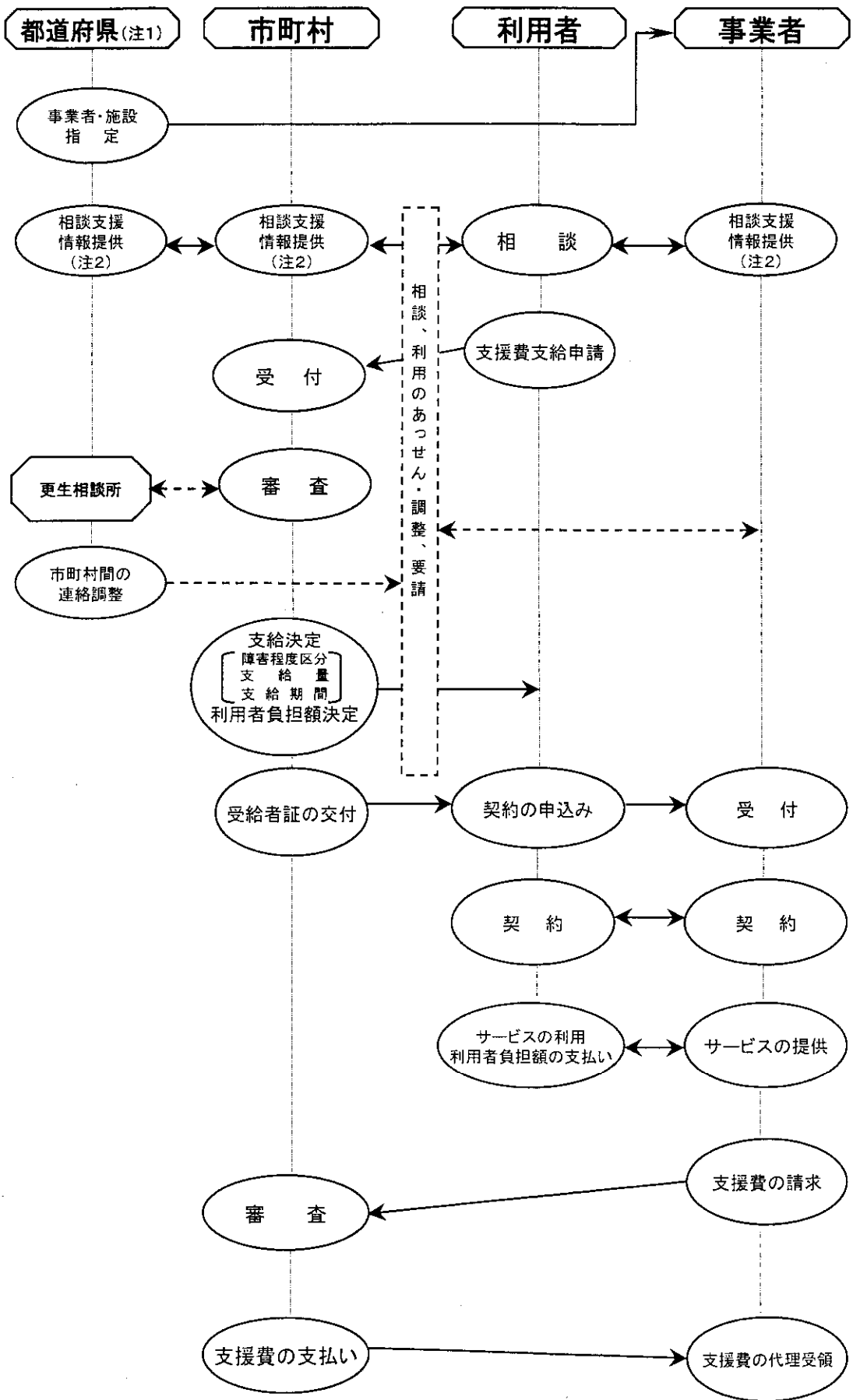
##### 都道府県の役割

都道府県は、市町村において制度が円滑に行えるよう必要な支援を行うとともに、事業者又は施設の指定及び指導又は監督を行う（社会福祉法第6条及び第75条第2項等）。

##### 国の役割

国は、制度全体の枠組みを示し、制度が円滑に行えるよう都道府県及び市町村への支援を行う（社会福祉法第6条、第75条第2項及び第78条第2項等）。

⑤ 制度の基本的な流れ



(注1) 指定都市、中核市を含む

(注2) 利用者等に対し、都道府県、市町村及び事業者が連携して行う

⑥ 支援費制度施行までの日程(案)

		国	都道府県等	市町村
14 年度	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国担当者会議の開催</li> <li>○事業者指定関係省令の公布</li> <li>○支援費支給決定関係政省令の公布</li> <li>○その他の手続き関係政省令の公布</li> <li>○市町村等事務処理要領の提示</li> <li>○全国担当者会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者説明会の開催</li> <li>○支援費支給決定事務に係る市町村職員説明会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援費制度についての広報・啓発</li> <li>○相談体制の整備</li> </ul>
	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援費国庫負担等概算要求</li> <li>○支援費基準・利用者負担の骨格提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害程度区分に係る市町村職員説明会の開催</li> <li>○事業者の指定開始</li> <li>○事業者台帳の整備、事業者情報市町村へ周知</li> <li>○知的施設入所者等情報を市町村に移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給決定に係る審査基準の策定</li> <li>○サービス利用者の把握、申請の勧奨</li> <li>○標準事務処理期間の設定</li> </ul>
	III		<ul style="list-style-type: none"> <li>○15' 施行のための予算要求等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給申請受付開始及び支給決定開始</li> <li>○15' 施行のための予算要求等</li> </ul>
	IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>○15' 障害保健福祉関係予算の確定</li> <li>○支援費基準、利用者負担関係告示等の公布</li> <li>○全国担当者会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○15' 障害保健福祉関係予算の確定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○15' 障害保健福祉関係予算の確定</li> <li>○受給者証交付</li> </ul>
15年度		制度発足		

## 2 支給決定に関すること

### (1) 支給決定の際の勘案事項について

支援費の支給決定については、法律上、厚生労働省令で定める事項を勘案して、その要否を決定し、居宅生活支援費であれば、支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば、障害程度区分と支給期間を定めることとしている。

厚生労働省令で定める勘案事項は、以下のとおりである。

- ① 障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 介護を行う者の状況（※1）
- ③ 居宅生活支援費の受給の状況
- ④ 施設訓練等支援費の受給の状況
- ⑤ 居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- ⑥ 利用に関する意向の具体的内容
- ⑦ 置かれている環境
- ⑧ 指定居宅(施設)支援の提供体制の整備の状況（※2）

※1 介護を行う者がいる場合に支援費の支給を行わないという趣旨ではない。

※2 サービスの基盤整備は重要な課題であり、支援費制度導入の趣旨を勘案し、都道府県、市町村はニーズを踏まえた基盤整備に向けてより一層取り組む必要がある。

### (2) 支給期間について

支援費を支給する期間については、障害の程度や介護を行う者の状況等の支援費の支給決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害者の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、適切な障害程度区分又は支給量について見直しを行うため、厚生労働省令で定める期間を超えない範囲で市町村が定めるものである。

省令で定める期間

支 援 の 種 類	期 間
身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援(知的障害者地域生活援助(グループホーム)を除く。)、児童居宅支援	「1年」
知的障害者地域生活援助(グループホーム)	「3年」
身体障害者施設支援、知的障害者施設支援	「3年」

(※) 支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることは可能である。

### (3) 障害程度区分について

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の額について、障害の程度に係る区分に応じた差異を設けるものであり、各施設支援毎（入所・通所別。）に3区分設定する。

#### ○ 障害程度区分の決定方法

障害程度区分の決定は、各施設支援毎に設定したチェック項目について、市町村が申請者等に対する聴き取りを行うことにより決定する。

各チェック項目については、支援の態様や支援を要する頻度等による選択肢が3つずつ設定されている。

市町村は、①申請者の状態が各チェック項目についてどの選択肢に該当するかをチェックの上、②各項目に係る選択肢に支援の必要性の大きい順に2点、1点、0点を与えたときの合計点数を算出し、③合計点数と障害程度区分との対応関係を示した認定表と対照の上、障害程度区分を決定する。

また、各項目に係る選択肢について、どれに該当するかを市町村が的確に判断できるよう、具体的な判断の基準を示したところである。

なお、決定に当たり特に専門的な知見が必要であると市町村が認める場合には、更生相談所に対して意見を求めることとしている。

#### (チェック項目の例)

##### ①身体障害者療護施設（合計23項目）

生活動作等支援	社会参加等支援
ア. ベッド上での起床及び就寝の介助	テ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
イ. 車いすとベッド間の移乗の介助	ト. 集団生活等における不適應行動に関する支援
ウ. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援	ナ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助
エ. 衣服の着脱の介助	ニ. 外出、買い物、地域の活動への参加等に関する支援
オ. 屋内での移動の介助	ヌ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援
カ. 屋外での移動の介助	ネ. 車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練
キ. 体位変換の介助	ノ. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（ハを除く。）及び意思疎通の訓練
ク. 食事の準備及び後片付けに関する支援	ハ. 代筆、電話の仲立ち等の支援
ケ. 摂食行為に関する支援	ヒ. 退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援



コ. 排せつ行為に関する支援
サ. 入浴の準備及び後片付けに関する支援
シ. 入浴の介助又は入浴中の見守り
ス. 医療処置、受診等に関する援助
セ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援
ソ. 健康管理に関する支援
タ. 清潔保持に関する支援
チ. 金銭管理に関する支援
ツ. 衣類、身の回り品等の管理に関する支援

②知的障害者授産施設（入所）（合計26項目）

生活動作等支援	社会参加等支援
ア. 屋内及び屋外での移動の介助	コ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
イ. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	サ. 睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応
ウ. 排せつ行為に関する支援	シ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応
エ. 入浴の介助、入浴中の見守り等の支援	ス. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助
オ. 医療処置、受診等に関する援助	セ. 外出、買い物等に関する支援
カ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援	ソ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援
キ. 健康管理に関する支援	タ. 作業のための動機付けに関する支援
ク. 清潔保持に関する支援	チ. 作業内容の理解に関する支援
ケ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援	ツ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援
	テ. 作業のための送迎及び移動に関する支援
	ト. 作業中の安全への配慮
	ナ. 作業の準備及び後片付けに関する支援
	ニ. 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援
	ヌ. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（ネを除く。）及び意思疎通の訓練
	ネ. 代筆、電話の仲立ち等の支援
	ノ. 退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援
	ハ. 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援

○ 障害程度区分の内容

障害程度区分の認定表は、次のとおりである。

障害程度区分の設定基準

障害程度区分	身障更生 (入所)	身障更生 (通所)	身障療護 (入所)	身障療護 (通所)
区分 A	25点～44点	21点～36点	37点～54点	32点～46点
区分 B	11点～24点	9点～20点	21点～36点	18点～31点
区分 C	0点～10点	0点～8点	0点～20点	0点～17点

障害程度区分	身障授産 (入所)	身障授産 (通所)	知的更生 (入所)	知的更生 (通所)
区分 A	31点～52点	29点～46点	28点～50点	23点～36点
区分 B	11点～30点	13点～28点	14点～27点	11点～22点
区分 C	0点～10点	0点～12点	0点～13点	0点～10点

障害程度区分	知的授産 (入所)	知的授産 (通所)	知的通勤寮	心身障害者福祉協会が 設置する福祉施設
区分 A	35点～52点	29点～46点	23点～28点	28点～50点
区分 B	19点～34点	15点～28点	12点～22点	14点～27点
区分 C	0点～18点	0点～14点	0点～11点	0点～13点

## ○ 居宅支援の取扱い

居宅支援のうち、身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所、知的障害者地域生活援助及び児童短期入所については、従来より障害の状況に着目した単価差が設けられてきたところであり、支援費制度においても必要な見直しを行った上で以下のとおり障害の程度等に応じた単価差（支援費額の差）を設ける。

### ① 身体障害者短期入所及び身体障害者デイサービスの場合

現行と同様の取扱いとする。具体的には、次のとおり。

区分1：食事、排泄、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度

区分2：食事、排泄、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度

区分3：区分1及び区分2に該当しない程度

### ② 知的障害者短期入所及び知的障害者デイサービスの場合

身体障害者に係る居宅支援との整合性をとり、3区分の単価差を設定する。

具体的には、

- ・ 食事、排泄、入浴、移動に係る日常生活動作について、どの程度の支援が必要か、
- ・ どのような行動障害があり、どの程度の頻度で対応を要するか、

に着目して適用すべき単価を決定する。

### ③ 知的障害者地域生活援助の場合

従来どおり2つの単価を設定することとし、②の知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所に準じて、日常生活動作への支援や行動障害への対応等といった観点により、適用すべき単価を決定する。

### ④ 児童短期入所

身体障害児については①に、知的障害児については②に準じて、適用すべき単価を決定することとする。